

只見町乳児（3～4 箇月児）健康診査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、乳児（3～4 箇月児）健康診査（以下「健康診査」という。）を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳児の健全な育成を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 健康診査の対象者は、只見町内に住所を有する3 箇月以上、5 箇月未満の乳児とする。

（対象者の把握）

第3条 対象者の把握は、住民基本台帳、外国人登録原票により把握するものとする。

（健康診査の通知方法）

第4条 健康診査の通知方法は、次の方法によるものとする。

- （1） 3～4 箇月児健康診査のお知らせ（以下「問診票」という。）により実施日時（以下「健康診査日」という。）、場所、健康診査内容等を通知するとともに、問診票に必要事項を記入の上、健康診査日に持参するよう周知する。
- （2） 指定した健康診査日に受診できない者については、問診票に必要事項を記入の上、返送させることとする。
- （3） 転入及び家族等からの連絡により新たに判明した対象者には、口頭、電話等により適宜通知する。

（健康診査の内容）

第5条 健康診査の内容は、次のとおりとする。

- （1） 健康診査及び保健指導
- （2） 先天性股関節脱臼検査

先天性股関節脱臼検査は、3～4 箇月児健康診査の乳児全員に対し、股関節開排検査を行い、早期発見に努める。

（健康診査の記録）

第6条 健康診査を実施したときは、診察結果、指導事項等は、母子健康管理票及び母子健康手帳に記録するものとする。

（事後措置）

第7条 町長は、健康診査を実施したときは、次の事後措置を行うものとする。

- (1) 要治療の者に対しては、専門医療機関での受診を勧奨する。
- (2) 要精密健診者に対しては、精密健康診査受診票を交付する。
- (3) 要経過観察者に対しては、乳幼児健康診査（経過観察）又は乳幼児発達健康診査の受診を勧奨し、必要に応じ、保健師による訪問指導を実施する。
- (4) 必要に応じ、関係機関等を紹介し、相談の便を図る。
- (5) 必要に応じ、育成医療給付及び療育給付等の医療費助成制度の利用を紹介する。
- (6) 未受診者に対しては、再度受診を勧奨し、必要に応じ、電話等により適切な保健指導を行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。